一般競争入札

令和８年度福島県精神保健福祉センターレンタカー賃貸借業務契約　一式

入札説明書

福島県精神保健福祉センター

入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）及び本件レンタカー賃貸借業務契約に係る一般競争入札（以下「入札という。」）の入札公告等の規定に基づき、福島県が発注するレンタカー賃貸借業務契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

一　入札に関する事項

１　発注者（契約権者）福島県精神保健福祉センター所長

２　件名及び予定数量　令和８年度福島県精神保健福祉センター
　　レンタカー賃貸借業務契約　一式

３　業務の仕様等　別紙契約書（案）及び仕様書のとおり

４　賃貸借期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

５　履行場所　福島県精神保健福祉センター（福島県福島市御山町８番３０号）

二　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

１　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

２　自家用自動車有償貸渡許可書を有し、福島市内に営業所を有する者であること。

３　県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に該当しない者であること。

三　入札に参加する者に必要な資格の確認

１　入札者は、上記二に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式１。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記四の１に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、令和８年３月１１日（水）午後５時までに当該申請を行わなかった場合、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式２）

イ　自家用自動車有償貸渡許可書（写）

ウ　全部事項証明書（登記簿）謄本　**コピー可**

エ　納税証明書　**コピー可**

【未納の税額のないことの証明（法人税、消費税、地方消費税）　その３の３】
所轄税務署において、提出日３ヶ月以内に発行されたもの。

オ　納税証明書（県税関係）**コピー可**

カ　営業所の所在地が確認できる書類（会社要覧・パンフレット等）

２　財務規則第２４９号第１項第１号及び第２号のいずれかによる入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和８年３月１１日（水）までに下記四の１に示す場所に提出すること。

なお、以下の書類が提出できない場合は下記七の１及び２により現金等で納付することとなるので注意すること。

(1)　入札保証金納付免除申請書（様式６）

(2)　県を被保険者とする入札保証保険契約証券もしくは履行実績証明書（様式７）

３　資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

四　契約条項を示す場所等

１　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号９６０－８０１２　福島市御山町８番３０号
福島県保健衛生合同庁舎５階　福島県精神保健福祉センター
電話０２４－５３５－３５５６　ＦＡＸ０２４－５３３－２４０８

２　入札及び開札の日時　令和８年３月１９日（木）午後１時３０分

３　入札及び開札の場所　福島県精神保健福祉センターデイルーム
（福島県福島市御山町８番３０号
福島県保健衛生合同庁舎５階　福島県精神保健福祉センター）

４　審査結果の通知　入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）により、令和８年３月１３日（金）までに通知する。

５　その他　郵送による入札は、不可とする。

五　入札説明書等に対する質問及び回答

１　受付期間　令和８年３月２日（月）から同年３月１１日（水）まで
（土曜日及び日曜日を除く）

２　受付方法　一般競争入札説明書等に関する質問・回答書（様式８）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
提出場所
〒９６０－８０１２　福島県福島市御山町８番３０号
福島県精神保健福祉センター
電　話　０２４－５３５－３５５６
ＦＡＸ　０２４－５３３－２４０８
電子メールアドレス　seisinhokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp

３　回答方法　一般競争入札説明書等に関する質問・回答書（様式８）により令和８年３月１３日（金）当所ホームページで回答する。
ホームページアドレス（http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/）

六　入札書の提出方法

１　入札書は、指定の入札書（様式４）に必要とする事項を記載し、上記四の２及び３に示す提出日時及び場所へ提出すること。

２　入札書には次の書類を提出しなければならない。

ア　委任状（様式５）　代理人が出席し、入札する場合

３　入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を、入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。

ウ　記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

エ　代理人をして入札する場合は、入札書に当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

４　入札書及び委任状の宛先は「**福島県精神保健福祉センター所長　前田　正治**」とすること。

七　入札保証金

１　入札に参加を希望する者は、入札金額の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

２　入札保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則第１６９条第１項各号（別記１）に規定する有価証券を提出するものとする。

３　財務規則第２４９条第１項第１号及び第２号のいずれか（別記２）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

　なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、上記三の２に定める書類を揃え、令和８年３月１１日（水）まで申請するものとする。

４　入札保証金の納付及び還付については、財務規則第２５１条（別記３）及び第２５３条（別記４）の定めるところによる。

八　入札方法及び開札等

１　開札は、上記四の２及び３で指定する日時及び場所で行う。

２　開札に先立ち、入札者は上記六の２で指定する書類確認を受けるものとする。なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

３　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

４　開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が改札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

九　入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県精神保健福祉センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

十　入札心得

１　入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札説明書等に関する質問・回答書（様式８）により説明を求めることができる。

２　入札者は、所定の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書を提出すること。

３　入札者又はその代理人は、入札会場に入室しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書（様式３。写し可。）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、会社発行の身分証等）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状(様式５）を提出すること。

４　入札者又はその代理人は、本件入札について他の入札者の代理人になることができない。

５　入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行にあたり、故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

カ　入札及び開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、付添人を認めることができる。

キ　入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

十一　入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

十二　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

１　二に示す入札参加資格のない者の提出した入札

２　この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

３　所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

４　委任状を持参しない代理人のした入札

５　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

６　日付、記名、押印を欠く入札

７　金額を訂正した入札

８　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

９　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札

１０　明らかに連合（談合）によると認められる入札

１１　入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

１２　郵送による入札

十三　落札者の決定方法

１　財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

２　落札者となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

３ 入札者がいないとき、又は再入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約を行うことができる。

十四　契約にあたっての留意事項

１　契約保証金

ア　落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ　契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ　財務規則第２２９条第１項各号（別記５）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ　契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ　契約保証金の納付及び還付については、財務規則第２３１条（別記６）及び第２３３条（別記７）の定めるところによる。

２　契約書の作成

ア　当該契約は、契約書を作成することとし、契約条項は別紙契約書案のとおりとす

る。

イ　契約の確定時期は、地方自治法第２３４条第１項第５号の規定により、両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。

十五　電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、精神保健福祉センター（seisinhokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールにより提出すること。

（※　電子契約を希望しない場合は、従来の書面による契約とする。）

福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html）

十六　その他

ア　一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

イ　この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の業務契約手続き以外の目的に供してはならない。

ウ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

エ　入札から落札者の決定までに入札者が十三に示す用件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者としない。

オ　入札説明書等に記載された内容の無断転載及び転用を禁ずる。

福 島 県 財 務 規 則（抜粋）

■別記１（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第百六十九条　保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一　福島県債証券　額面全額

二　国債証券　額面全額の十分の八

三　地方債証券（福島県債証券を除く。）　額面全額の十分の八

四　特別の法律により法人の発行する債券　時価の十分の八

五　知事が確実であると認める社債券　時価の十分の八

■別記２（入札保証金の減免）

第二百四十九条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

二　施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去二年間に国（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三～四　（略）

２　（略）

■別記３（入札保証金の納付等）

第二百五十一条　契約権者は、第二百四十九条第一項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除した場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2　出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3　契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

■別記４（入札保証金の還付）
第二百五十三条　入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。
2　前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。

■別記５（契約保証金の減免）
（契約保証金の減免）
第二百二十九条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
一　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
二　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
三　（略）
四　施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき
五～十八（略）
２　（略）

■別記６（契約保証金の納付等）
第二百三十一条　契約権者は、第二百二十九条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。
2　出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

■別記７（契約保証金の還付）

第二百三十三条　契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2　前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。

様式１

一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

福島県精神保健福祉センター所長

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

電話番号

ＦＡＸ番号

（作成担当者職・氏名　　）

令和８年３月２日付けで公告のありました令和８年度福島県精神保健福祉センターレンタカー賃貸借業務契約に係る入札参加資格について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること、さらに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　添付書類

（１）自家用自動者有償貸渡許可書（写）

（２）暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

（３）全部事項証明書（登記簿）謄本（写）

（４）納税証明書（法人税、消費税、地方消費税関係）（写）

（５）納税証明書（県税関係　福島県税を課税されている者のみ）（写）

（６）営業所の所在地が確認できる書類（会社要覧・パンフレット等）

注１　返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、１１０円切手を貼った長３号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式２

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県精神保健福祉センター所長　様

１　私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県精神保健福祉センターの業務を妨害する行為

３　私は、暴力団員もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県知事に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

４　上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日　令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名　　実印

様式３

<u>※提出不要（県から通知される文書です。</u>）

一般競争入札参加資格確認通知書

令和　　年　　月　　日

商号又は名称
代表者職・氏名　　様

福島県精神保健福祉センター所長

さきに申請のありました令和８年度福島県精神保健福祉センターレンタカー賃貸借業務契約に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求めることができますので、説明を求める場合は、令和８年３月１７日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

<table>
<tr><td>公　　告　　日</td><td colspan="2">令和８年３月２日</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="2">令和８年度福島県精神保健福祉センター
レンタカー賃貸借業務契約</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札参加資格の有無</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td>無</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>入札参加資格がないと認めた理由</td></tr>
</table>

（注）　この確認通知書は、入札当日必ず持参してください。

様式４

入　札　書

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金　額 （税　抜）								

件名及び数量　　令和８年度福島県精神保健福祉センター
　　レンタカー賃貸借業務契約　一式

履 行 場 所　　福島県精神保健福祉センター

履 行 期 間　　令和８年４月１日～令和９年３月３１日（１２ヶ月間）

上記のとおり 入札いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者職・氏名　　印
代　　理　　人　　印

福島県精神保健福祉センター所長

※１　契約方法により、入札・見積の文字を訂正印により削除又は訂正すること。
　２　金額の文字の頭に、￥を付すこと。
　３　再入札又は再見積の場合は、入札又は見積書の前に「再」と記入すること。

様式５

委　　任　　状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和８年３月１９日に執行される令和８年度福島県精神保健福祉センターレンタカー賃貸借業務契約の入札及び見積に関する一切の権限

令和　　年　　月　　日

福島県精神保健福祉センター所長　様

委任者　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

受任者　職名又は住所
氏　　名　　印

（代理人が出席する場合に必要）

様式６

入札保証金納付免除申請書

令和　　年　　月　　日

福島県精神保健福祉センター所長

申請者　　住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

令和８年度福島県精神保健福祉センターレンタカー賃貸借業務契約に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記書類を提出します。

記

ア　福島県を被保険者とする入札保証保険契約証券

イ　福島県財務規則第２４９条第１項第２号に定める契約に係る契約書の写し

※１　ア、イいずれかの記号を選択し○を付けること。
２　イを選択した場合は、必ず履行実績証明書(様式７)も記載し添付書類と併せて提出すること。

様式７

履行実績証明書（入札保証金納付免除申請書）

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">実績①</td><td colspan="2">実績②</td><td colspan="2">実績③</td></tr>
<tr><td>発注機関</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>履行場所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">履行期間</td><td>R６</td><td>月　日から
月　日まで</td><td>R６</td><td>月　日から
月　日まで</td><td>R６</td><td>月　日から
月　日まで</td></tr>
<tr><td>R７</td><td>月　日から
月　日まで</td><td>R７</td><td>月　日から
月　日まで</td><td>R７</td><td>月　日から
月　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">契約金額</td><td>R６</td><td>円</td><td>R６</td><td>円</td><td>R６</td><td>円</td></tr>
<tr><td>R７</td><td>円</td><td>R７</td><td>円</td><td>R７</td><td>円</td></tr>
</table>

申請者　住　　所
商 号 又 は 名 称
代表者職 ・ 氏 名

注）　履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。
１　国（予算決算及び会計令第９９条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人間又は地方独立行政法人が発生した契約の契約書の写（契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類）
２　実績は県内外、本・支店の別を問わない。

様式８

一般競争入札説明書等に関する質問・回答書

令和　　年　　月　　日

福島県精神保健福祉センター所長　様

住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

電　話　番　号

作成担当者職・氏名

公　告　日	令和８年３月２日
件　　名	令和８年度福島県精神保健福祉センターレンタカー賃貸借業務契約
質　問　事　項	
回　答　事　項	